

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介

小林 准士

香川大学図書館の神原文庫には、石見国遼摩郡大森町の町役人である目録に、大森陣屋に附属する牢屋に関する史料が豊富にある。これら史料の翻刻は、紹介するにも、簡便な解説を行うものとして、編纂に配列した。これは、後掲のよう、史料群の性格について触れず、この史料の分類について、可能な限り整理を加えると、左の五つのグループに分けること、

(一) 史料一・四・六・八・九

(二) 史料二・五・七・一〇

(三) 史料三

(四) 史料四

(五) 史料五

費用を計上し、負担の費用を、翻刻し、記号を示した。これは、その書類の該当する文書を示すと左の通りである。

右の「入用割合」とは、一ヶ月の間に使用した蠟燭、焼き炭、明し油、

湯浴入用、史料一、史料二、史料三、史料四、史料五

牢番賃、史料一、史料二、史料三、史料四、史料五

附木・かかち・とうしん(灯芯)の間に使用した、それら全体の金額を、入牢者の人数で

割り入牢者の一人分とした上、牢番が大森町の目代に報告した文書で、

ある。尤も、牢には月の途中に人が出入りすることがあつたので、その

の都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計

算し直して、入用勘定とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

次に「入用勘定」とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

にかかつた費用の全体を、各人ごとに記して、文政六年六月六日に入

牢者を入浴させ月代摘みをし、髪を結つた際の費用を計上したものであ

る。

分る。牢に、このタイプの文書は史料一・一しかなく、文政一〇年二月

す。上の整理から、次のようである。

者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

方勘定目録の出方、物品の出入り、掛合、取立、仕度、入用勘定、

牢者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

の都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計

分る。牢に、このタイプの文書は史料一・一しかなく、文政一〇年二月

す。上の整理から、次のようである。

者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

方勘定目録の出方、物品の出入り、掛合、取立、仕度、入用勘定、

牢者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

の都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計

算し直して、入用勘定とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

次に「入用勘定」とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

にかかつた費用の全体を、各人ごとに記して、文政六年六月六日に入

牢者を入浴させ月代摘みをし、髪を結つた際の費用を計上したものであ

る。

分る。牢に、このタイプの文書は史料一・一しかなく、文政一〇年二月

す。上の整理から、次のようである。

者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

方勘定目録の出方、物品の出入り、掛合、取立、仕度、入用勘定、

牢者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

の都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計

算し直して、入用勘定とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

次に「入用勘定」とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

にかかつた費用の全体を、各人ごとに記して、文政六年六月六日に入

牢者を入浴させ月代摘みをし、髪を結つた際の費用を計上したものであ

る。

分る。牢に、このタイプの文書は史料一・一しかなく、文政一〇年二月

す。上の整理から、次のようである。

者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

方勘定目録の出方、物品の出入り、掛合、取立、仕度、入用勘定、

牢者一人当りの経費を計上し、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

の都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計

算し直して、入用勘定とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

次に「入用勘定」とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、

にかかつた費用の全体を、各人ごとに記して、文政六年六月六日に入

牢者を入浴させ月代摘みをし、髪を結つた際の費用を計上したものであ

(凡例)

- 一、史料の翻刻は、原則として新字で統一した。
- 一、適宜、読点(、)や並列(・)を加えた。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・悴・ヰ・方・并についてはそのままとした。
- 一、変体仮名は現行の字体に改めたが、者・与・江・而・茂についてはそのままとした。
- 一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「々」、片仮名は「々」を用いた。
- 一、一点の史料を編年して配列し史料番号(一〇一)を付したが、神原文庫蔵の古文書目録の番号と年月日及び文書の類型(〇〇〇)を解読参照)についても、記しておいた。

【史料一】 目録番号四一八(文政六年六月) 〇
 (端裏書) 「未六月分牢屋入用割合書御押切印受」

- 一、差上申牢屋諸入用割合書付之事
 銀四匁三分五厘 蠟燭拾匁掛
 是ハ六月朔日方廿九日迄之間、一夜老丁宛、但老丁二付老分五厘ツ、御座候、
 同五匁五分七厘 焼炭
 是ハ日数右同断、老昼夜六百め宛、但老目二付三匁分ツ、御座候、
 同三匁分五厘 明し油
 是ハ日数右同断、老夜三夕五才宛、但老升二付三匁分ツ、御座候、
 一、同式分九厘 附木
 是ハ日数右同断、一昼夜老厘宛二御座候、
 拾三匁四分六厘 とふしん 代
 温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門
 右之通り諸入用割合書奉差上候、以上、
 未六月 牢番増平(印)
 右同断定助(印)

大森目代所

前書之通割合書奉差上候、以上、
 未七月 大森町
 目代 大吉屋瀬平(印)

大森御役所

【史料二】 目録番号四一九(文政六年六月) 〇
 (端裏書) 「未六月分牢屋入用割合書御押切印受」

- 一、銀 覚
 五拾貳匁分
 温泉津村庄蔵入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代老日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯
- 一、同式匁分四厘
 是ハ六月朔日有廿九日迄日数廿九日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
 但六つ割老つ分
 ちり紙二状
- 一、同式分四厘
 合五拾四匁六分式り
 銀五拾貳匁分
 神子路浦重郎兵衛入牢六月朔日方廿九日迄日数廿九日之間賄代老日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯
- 一、同式匁分四厘
 是ハ六月朔日方廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
 但六つ割老つ分
 ちり紙二状
- 一、同式分四厘
 合五拾四匁六分八厘
 銀五拾貳匁分
 尾浜浦広右衛門入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯
- 一、同式匁分四厘
 同浦沢右衛門賄代右同断

一、同五拾貳匁貳分
同浦友右衛門賄代右同斷

百五拾六匁六分
同六匁七分貳厘
是六月朔日方廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭あふら附木ほくち
とふしん代割合別紙割合書之通り

一、同七分貳厘
七匁四分四厘
ちり紙六状

一、銀五拾貳匁貳分
大森町平右衛門入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代
老日老匁五分ツ、持運賃老日三分宛ニ如斯

一、同貳匁四分四厘
是ハ六月朔日方廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭油附木ほくちと
ふしん代割合別紙割合書之通り

一、同貳分四厘
但六つ割老ツ分
ちり紙二状

一、同貳分四厘
合五拾四匁六分八厘
惣合三百貳拾八匁八厘

右之通り御座候、以上、
未六月 牢番 増平 (印)
右同斷定助 (印)

大森町御目代所
前書之通牢番共方勘定目録差出候ニ付村方へ掛合取立候様仕度奉存
候、以上、
未七月 大森町目代 大吉屋瀬平 (印)

大森
御役所

前書之合銀三百貳拾八匁八厘同人届之上令押切相渡もの也
七月十一日 大森御役所

【史料三】目録番号四二〇 (文政六年六月)。

(端裏書) 「未六月湯浴入用割合目録御押切之印受」

一、錢百貳拾文 人足老人
一、同七拾文 薪代

右之通り居風呂湯わかし諸入用目録如斯御座候、以上、
未六月 牢番 増平 (印)
右同斷定助 (印)

大森町
御目代所

一、錢三拾七文 鬻付代
一、同貳拾三文 紙老丈代
一、同八文 元結老把代

合錢貳百五拾八文
温泉津村正蔵、神子路浦重郎兵衛、後地村広右衛門・沢右衛門・友
右衛門、大森町平右衛門、六人割合

但老入前二付錢四拾三文当り
右者六月六日入牢人共、湯浴并月代摘入用共割合書面之通ニ御座候、
以上、
未七月 大森町目代 大吉屋瀬平 (印)

大森
御役所

前書合錢貳百五拾八文見届之上、令押切相渡者也、
(割印) 未七月十一日 大森 御役所 (印)

【史料四】目録番号三九六 (文政六年七月)。
(端裏) 「未七月分牢屋入用割合書」

差上申牢屋諸入用割合書付之事

一、銀三匁六分 蠟燭拾匁懸ケ
貳拾四丁

是ハ七月朔日方廿四日迄老夜老丁ツ、

一、同 但、老丁ニ付老分五り宛御座候
四匁三分式厘 燒炭 拾四貫四百め

一、同 是、八日数右同断老昼夜六百めツ、
但、掛目老めニ付三分宛御座候
同 式匁六分九り 明し油 八合四夕

一、同 是、八日数右同断老夜三夕五才ツ、
但、老升ニ付三匁式分宛御座候

一、同 式分四厘 附木 ほかち 代

一、同 是、八日数右同断、但老昼夜老厘ツ、御座候
拾匁八分五り

一、銀三分 温泉水津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、六人割合老人ニ付
老匁八分中、八毛三ツ、
蠟燭拾匁掛ケ

一、同 是、八日数右同断、一昼夜六百目宛
但、掛目老ニ付三分ツ、御座候
同 式分厘 明し油 七才

一、同 是、八日数右同断、一昼夜老厘ツ、御座候
但、老升ニ付三匁式分宛御座候

一、同 是、八日数右同断、但一昼夜老厘ツ、御座候
九分 温泉水津村庄蔵、神子路重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛門、
同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、七人割合老人ニ
付 老分式り八毛六宛御座候
同 老分五厘 蠟燭拾匁懸ケ
是、八日数右同断、但一昼夜老厘ツ、御座候

一、同 是、八日数右同断、但一昼夜老厘ツ、御座候
九分 温泉水津村庄蔵、神子路重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛門、
同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、七人割合老人ニ
付 老分式り八毛六宛御座候
同 老分五厘 蠟燭拾匁懸ケ
是、八日数右同断、但一昼夜老厘ツ、御座候

一、同 但、老丁ニ付老分五り御座候
老分八り 燒炭 六百め

一、同 是、八日数右同断、一昼夜六百めツ、
但、老目ニ付三分宛御座候
同 老分厘 明し油 三才

一、同 是、八日数右同断、一昼夜三才
但、老升ニ付三匁式分宛御座候

一、同 是、八日数右同断、一昼夜老厘ツ、御座候
四厘 附木 ほかち 代

一、同 是、八日数右同断、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛
門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、川本村柳右衛
門、浜田領益淵村勘次郎、広島領湯原村三兵衛、十人、割合老人
ニ付四り五毛宛御座候

一、銀四分五り 蠟燭拾匁懸ケ
是、八日数右同断、一昼夜老厘ツ、御座候

一、同 是、八日数右同断、一昼夜六百目宛
但、老めニ付三分宛御座候
同 老分厘 明し油 合五才

一、同 是、八日数右同断、一昼夜老厘ツ、御座候
但、老升ニ付三匁式分宛御座候

一、同 是、八日数右同断、但老昼夜老厘ニ御座候
老匁三分六り 温泉水津村庄蔵、神子路浦十郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、川本村柳
右衛門、浜田領益淵村勘次郎、広島領湯原村三兵衛、八色石村
善兵衛、十一人、割合老人ニ付老分式り三毛六宛御座候
右之通り諸入用割合書奉差上候、以上
牢番 增平(印)
未七月 右同断

一、同 是、八日数右同断、但老昼夜老厘ニ御座候
老匁三分六り 温泉水津村庄蔵、神子路浦十郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、川本村柳
右衛門、浜田領益淵村勘次郎、広島領湯原村三兵衛、八色石村
善兵衛、十一人、割合老人ニ付老分式り三毛六宛御座候
右之通り諸入用割合書奉差上候、以上
牢番 增平(印)
未七月 右同断

大森町御目代所

定助 (印)

前書之通牢番共方七月分割合書附差出候ニ付写仕奉差上候、以上

未八月

大森町

組頭

目代兼 田儀屋清六 (印)

大森御役所

【史料五】目録番号三九七(文政六年七月)「端裏」未七月分牢屋賄代諸入用勘定目録御押切御判相濟候分」

覚

一、銀五拾四匁也

温泉津村庄蔵入牢七月朔日方晦日迄日数卅日之間、賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニ而如斯

一、同老匁八分老厘

是ハ七月朔日方廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合之通り

但、六ツ割老ツ分

一、同老分三厘

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通り

但、七ツ割老ツ分

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書之通り

但、十人割老人分

一、同老分貳厘

是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通り

但、十一人割老人分

一、同貳分四厘

一、同貳分四厘

一、銀五拾四匁也

神子路浦重郎兵衛入牢七月朔日方晦日迄日数卅日之間、賄代一

一、同老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯

是七月朔日方廿四日迄蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通り

但、六ツ割老ツ分

一、同老分三厘

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合、別書割合書之通り

但、七ツ割老ツ分

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通り

但、十人割老人前

一、同老分貳厘

是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通り

但、十一人割老人前

一、同貳分四厘

一、同貳分四厘

一、銀五拾四匁也

尾浜浦広右衛門入牢七月朔日より晦日迄日数卅日之間、賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同五拾四匁

一、同五拾四匁

一、同五拾四匁

一、同五匁四分三厘

是ハ七月朔日方廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん割合別紙割合書之通り

但、六ツ割三ツ分

一、同三分九厘

是ハ七月廿五日廿六日日数二日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、七ツ割三ツ分

一、同老分五厘

是ハ七月廿七日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、十人割三ツ分

一、同三分六厘

是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふ
しん代割合別紙割合書之通り

- 一、同七分式厘 但、十人割三人分 ちり紙六状
- 但、壹ヶ月老人前二状ツ、御座候
- 百六拾九匁五厘

- 一、銀五拾四匁也
- 大森町平右衛門入牢七日朔日方晦日迄日数廿日之間、賄代壹日 壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

- 一、同壹匁八分壹厘
- 是ハ七月朔日方廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、六つ割壹つ分

- 一、同壹分三厘
- 是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、七つ割壹つ分

- 一、同五厘
- 是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十人割壹人分

- 一、同壹分貳厘
- 是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、拾壹人割壹人分

- 一、同貳分四厘
- 五拾六匁三分五厘

- 一、銀拾匁八分
- 川内村長吉入牢七月廿五日方晦日迄日数六日之間、賄代一日壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

- 一、同壹分三厘
- 是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、七つ割壹つ分

- 一、同五厘
- 是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十人割壹人分

一、同壹分貳厘

- 一、同壹分貳厘
- 是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十一人割壹人分
- ちり紙壹状
- 折敷壹枚
- 腕壹膳
- 箸壹せん
- 筵壹枚

- 一、同六分五厘
- 同壹厘
- 同貳厘
- 同八分
- 拾三匁六分九厘

- 一、銀七匁貳分
- 川本村柳右衛門入牢七月廿七日方晦日迄日数四日之間賄代壹日 壹匁五分ツ、持運ちん一日三分宛ニ如斯

- 一、同五厘
- 是ハ七月廿七日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十人割壹人分

- 一、同壹分貳厘
- 是ハ七月廿八日方晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十一人割壹人分
- ちり紙壹状
- おしき壹枚
- わん壹膳
- はし壹せん
- 筵壹枚

- 一、同六分五厘
- 同壹匁
- 同貳厘
- 同八分
- 九匁九分六厘

- 一、銀七匁貳分
- 浜田領益淵村勘次郎入牢七月廿七日方晦日迄日数四日之間賄代 一日壹匁五分宛持運賃壹匁三分ツ、ニて如斯

- 一、同五厘
- 是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十人割壹人分

- 一、同壹分貳厘
- 是ハ七月廿八日より晦日迄日数三日之間蠟燭炭油ほくち附木とふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十一人割壹人分

- 一、同壹分貳厘
- 是ハ七月廿八日より晦日迄日数三日之間蠟燭炭油ほくち附木とふしん代割合別紙割合書之通り
- 但、十一人割壹人分

是八日数右同断、一昼夜忝りツ、ニ御座候
四分五毛

温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜うら広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、雲州赤名村安右衛門、同
村豊平、川合村庵原主殿、蔵田雅楽、中田五百枝、備後国上下料
仁三郎、ハ十二人割、
老人前三厘七毛六ツ、

右之通り二月朔日之分、諸入用如斯御座候

一、銀式匁五分五毛
蠟燭拾匁懸

是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間、一夜忝り丁ツ、但忝
丁二付忝分五毛、御座候

一、同三匁六毛
燒炭 十貫式百「印」

是ハ日数右同断、一昼夜六百め宛、但掛目忝ハめ二付三分ツ、
ニ御座候

一、同老匁九分四毛
明し油 五合九匁五才

是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、但シ忝升二付三匁式分ツ
、ニ御座候

一、同老分七毛
附木 ほかち代
とふしん

是ハ日数右同断、一昼夜忝りツ、ニ御座候

一、銀五匁八分
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間、一夜忝り丁ツ、但忝

温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、雲州赤名村安右衛門、同
村豊平、川合村庵原主殿、蔵田雅楽、中田五百枝、備後国上下
料仁三郎、小谷村重兵衛、十三人割
老人前五分九毛

右之通り二月二日方十八日迄之分諸入用如斯御座候

一、同式匁分六厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式匁分五毛
燒炭七貫式百め
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同老匁三分四厘四毛
是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、但シ忝升二付三匁式分ツ
、ニ御座候

一、同老分式り
附木 ほかち代
とふしん

是ハ日数右同断、一昼夜忝りツ、ニ御座候

一、同老分式り
蠟燭拾匁懸

温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右
衛門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、備後国上下料仁三郎、
小谷村十兵衛、
ハ八人割、老人前六分七毛八毛ツ、
以上

右之通り諸入用割合書奉差上候、
増平「印」
右同断
定助「印」

申二月
大森町
御目代所

【史料七】目録番号三九九（文政七年二月）
【端裏】「申二月分牢屋賄勘定目録」

一、銀五匁四匁也

温泉津村庄蔵入牢二月朔日方晦日迄日数廿日之間、賄代一日忝
匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同四厘
是ハ二月朔日之分蠟燭そく炭油附木ほかちとふしん代割合、別紙
割合書之通り十二割忝り分

一、同五分九厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほかち
とふしん代割合別紙割合書之通り、十三わり忝り分

一、同六分八厘
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間、蠟燭炭油附木ほかち
とふしん代割合別紙割合書之通り八つ割忝り分

一、同式分四厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式分五厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式分四厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式分五厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式分四厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

一、同式分五厘
是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、但掛め忝ハめ二付三分宛
ニ御座候

- 一、銀五拾四匁也
神子路浦重郎兵衛入牢二月朔日より晦日迄日数三十日之間、賄代持運ちん一日三分ツ、ニて如斯
- 一、同四厘
是ハ二月朔日分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十二割老ツ分
- 一、同五分九厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り、十三割老ツ分
- 一、同六分八厘
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り八つ割老ツ分
- 一、同式分四厘
ちり紙二状
- 一、同式分四厘
ちり紙二状
- 一、銀五拾四匁也
尾浜浦広右衛門入牢二月朔日方晦日迄日数三十日之間、賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯
- 一、同五拾四匁也
同浦沢右衛門賄代右同断
- 一、同五拾四匁也
同浦友右衛門賄代右同断
- 一、同老分老り
是ハ二月朔日之分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十二割老ツ分
- 一、同老匁七分七厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間蠟そく炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り、十三割三ツ分
- 一、同式匁三厘
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代、割合別紙割合之通り八つ割三ツ分
- 一、同七分式厘
ちり紙六状
- 一、百六拾六匁六分三厘
- 一、銀五拾四匁也
大森町平右衛門入牢二月朔日方晦日迄日数卅日之間、賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯
- 一、同四厘
是ハ二月朔日之分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合

- 一、同五分九厘
書之通り十二割老ツ分
- 一、是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三わり老ツ分
- 一、同六分八厘
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り八つ割老ツぶん
- 一、同式分四厘
ちり紙二状
- 一、銀三拾式匁四分
雲州赤名村安右衛門入牢、二月朔日方十八日迄之賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯
- 一、同三拾式匁四分
同村豊平賄代右同断
- 一、同八厘
是ハ二月朔日之分蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十二割老ツ分
- 一、同老匁分八厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三割二ツ分
- 一、同四分八厘
ちり紙四状
- 一、同六拾六匁五分四厘
- 一、銀三拾式匁四分
庵原主殿入牢、二月朔日方十八日迄之賄代一日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯
- 一、同三拾式匁四分
藏田雅楽賄代右同断
- 一、同三拾式匁四分
中田五百枝賄代右同断
- 一、同老分老り
是ハ二月朔日之ぶん、蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん代割合別紙わり合書之通り十二割三ツ分
- 一、同老匁七分七厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三わり三ツ分
- 一、同七分式厘
ちり紙六状
- 一、同九拾九匁八分

一、銀五拾四匁也

備後国上下料仁三郎入牢二月朔日迄日数廿日之間、賄代

一日老匁五分ツ、持運賃一日三分宛にて如斯

一、同四厘
是ハ二月朔日之分蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん別紙割合書

之通り十二割老ツ分

一、同五分九厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間蠟燭炭あぶら附木ほく

ちとふしん代割合別紙割合書之通り十三割老ツ分

一、同六分八厘
是ハ二月十九日方晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合書之通り八割老ツ分

一、同式分四厘
ちり紙二枚

一、銀五拾式匁式分
小谷村重兵衛入牢、二月二日方晦日迄日数廿九日之間、賄代一

日老匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、にて如斯

一、同五分九厘
是ハ二月二日方十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほくち

とふしん代割合別紙割合書之通り十三割老ツ分

一、同六分八厘
是ハ二月十九日晦日迄日数十二日之間蠟そく炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合書之通り、八割老ツ分

一、同式分四厘
ちり紙二枚

一、同老匁厘
箸老せん

一、同式厘
むしろ二枚

一、同八分
惣合六百拾匁七分

一、五拾五匁五分三厘
右之通り御座候、以上、

文政七年

申二月

牢番

増平 (印)

右同断

定助 (印)

大森町御目代所

前書之通牢番共方当申二月分牢賄入用勘定目録差出候二付写仕奉差上
候、以上

申三月

大森町組頭
目代兼

田儀屋清六 (印)

大森御役所

前書合銀六百拾匁七分見届之上令押切相渡もの也

申四月廿三日 (印)

【史料八】目録番号四一六(文政七年五月) 〃
(端裏) 「申五月分牢屋入用割合書付」

一、銀四匁五分
差上申牢屋諸入用割合書付之事
蠟燭拾匁掛ケ

一、同五分九厘
是ハ五月朔日方晦日迄日数三十日之間、一夜老丁ツ、

但、老丁二付老分五厘ツ、ニ御座候

一、同五分四厘
是ハ日数右同断、一昼夜六匁ツ、但、掛め老〆め二付三分

ツ、ニ御座候

一、同三分六厘
是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、但、老升二付三匁式分ツ

、ニ御座候

一、同三分
附木
ほくち 代

とふしん

一、拾三匁五分六厘
是ハ日数右同断、一昼夜老厘ツ、ニ御座候

備後国上下料仁三郎小谷村重兵衛

一、式人割合老人前六匁七分八厘ツ、

右之通り牢屋諸入用割合書奉差上候、以上、

牢番増平慎仲兼帯

申五月

大森町御目代所
定助 (印)

【史料九】目録番号四〇一（文政一〇年二月）
（端裏）「亥二月小目録」

奉差上牢屋諸入用書之事

一、銀三匁九分 蠟燭式拾六丁
是者二月朔日方同廿六日夜迄一夜二十匁かけ老丁宛、但、老丁

二付老分五りツ、
一、同四匁六分八厘 燒炭拾五貫六百目
是ハ二月朔日方同廿六日夜迄昼夜二六百目ツ、

一、同式匁九分老り 明し油九合老夕
但、老升ニ付三匁式分宛
是ハ二月朔日方同廿六日夜迄一夜三夕五才ツ、

一、同式分六り 附木
とくしん

一、同式分六り 是ハ二月朔日方同廿六日夜迄一夜ニ老りツ、
はくち

一、同七分式り ちり紙六枚
一、同老匁分四り むしろ三枚

拾三匁六分老厘 是ハ大田村米七吉永村平七久利村要吉入牢二月朔日方同廿七
日朝迄諸入用、是ヲ三つわりニして四匁五分四り宛如此御座

右之通牢屋諸入用割合書奉差上候、以上

文政十年 牢番
亥二月 増平（印）

同 定助（印）

大森町御目代所

【史料一〇】目録番号四〇〇（文政一〇年二月）
（端裏）「亥二月牢屋入用目録」

一、銀四拾六匁八分 大田村米七入牢二月朔日方同廿七日朝迄、賄代一日
老匁五分宛持送り賃三六分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り 是者二月朔日方同廿六夜日迄蠟燭燒炭明し油附木とくしんほ

くちちり紙むしろ代、高十三匁六分老り是ヲ三つ割ニして
如此御座候

一、銀四拾六匁八分 吉永村平七入牢二月朔日方同廿七日朝賄代一日老匁
五分宛持送り賃三分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り 是者二月朔日方同廿六日夜迄蠟燭燒炭明し油附木とくしんほ
くちちり紙むしろ代、高十三匁六分老り、是ヲ三つ割ニして

如此御座候

一、銀四拾六匁八分 久利村要吉入牢二月朔日方同廿七日迄賄代一日老
匁五分ツ、持送り賃三分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り 是ハ二月朔日方同廿六日夜迄、蠟燭燒炭明し油附木とくしん
はくちちり紙むしろ代、高十三匁六分老り、是ヲ三つ割ニし

て如此御座候

一、五拾老匁三分四り 惣合百五拾四匁式り

右之通御座候、以上

文政十年 牢番
亥二月 増平（印）

同 定助（印）

大森町御目代所

前書之通牢番とも入牢人賄代諸入用目録差出候ニ付村方江懸合取立
仕度奉存候、依之継添仕此段奉申上候、以上

目代 大吉屋瀬平（印）

大森御役所

前書見届之上令押切相渡者也

亥三月十日 御役所（印）

大森御役所

【史料一一】 目録番号四〇二（文政一〇年三月） P

一、銀五拾四匁 但シ一日老人ニ付番ちん銀壹匁昼夜式匁

一、同六匁七分五厘 是者当二月朔日方廿七日迄番賃

一、同五分 是者同二月朔日方廿七日迄油燈心附木炭代

一、同八分 是者右三人共入墨入用 硯り代

一、同壹分八厘 右同断 墨代

一、同壹分二厘 右同断 はり代

一、同八厘 右同断 筆代

右之通り御渡被成下候様偏ニ奉願上候、以上、

大森町 御目代所様 甚太郎（印）

右者牢屋之儀鉢屋共江下番被仰付候ニ付、二月朔日方廿七日迄番賃銀并燈油附木とうしん焼炭代等御手当、前書之通鉢屋頭甚太郎方書附差出候ニ付、御添仕奉差上候、尤鉢屋番賃銀之儀者昼銀壹匁夜銀壹匁御定ニ而、右御入用者是迄御陣屋入用郡中御取立銀之内を以御渡被下置候、依之此段奉申上候、以上、大森町 目代 大吉屋瀬平（印）

大森御役所 大森町 大吉屋瀬平（印）

前書見届之上令押切相渡者也、 亥四月廿六日 御役所（印）

（付記） 本稿は『山陰研究』第一号（二〇〇八年）からの転載である。